



大阪労働局発表  
平成 31 年 1 月 31 日

## 平成 30 年における送検状況について

～ 75 件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 井上 真）は、平成 30 年（1～12 月）の送検状況（大阪労働局及び管下 13 の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものを）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数	75 件（対前年比	+ 13 件	+ 21.0%）
------	-----------	--------	----------

### 法令別件数

労働基準法等違反	30 件（対前年比	± 0 件	± 0%）
----------	-----------	-------	-------

労働安全衛生法違反	45 件（対前年比	+ 13 件	+ 41%）
-----------	-----------	--------	--------

労働基準監督機関では、労働基準法，労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における平成 30 年の送検状況を取りまとめたものである。

### 労働基準法第 102 条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法，労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

## 1 概要

### (1) 送検件数 [表1参照]

平成30年の送検件数は75件で、前年の62件から13件(21.0%)増加した。

### (2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が30件、労働安全衛生法違反事件が45件である。
- ・ 前年と比較して労働基準法等違反事件の件数は同数であったが、労働安全衛生法違反事件は13件(41%)増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「労働時間・休日等」が13件、「定期賃金の不払」が9件、「解雇」「賃金不払残業」が各3件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が19件、「墜落等危険防止」が13件、「労災かくし」が4件、「作業主任者の選任等」が3件となっている。

### (3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が24件で最も多く、続いて製造業16件、商業が10件となっている。

### (4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では30件中14件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、45件中36件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは17件(約23%)である。

### (5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

平成30年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は16件である。

## 2 特徴

- ・ 平成30年は、前年と比較して、死亡災害の増加等を背景に、安全衛生法違反の送検件数が大きく増加した。前年に続き、長時間労働に係る送検が労働基準法等違反事件の中で大きな割合を占めている。
- ・ 業種別では、建設業が24件(平成29年16件)、商業が10件(平成29

年 5 件) と大幅に増加したが、一方で接客娯楽業が 2 件(平成 29 年 9 件) と大幅に減少した。

- ・ 送検事例は別添のとおり

### 3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使用するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		平成28年	平成29年	平成30年(前年比)
送検件数		80 100%	62 100%	75 (+13) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	12	10	9
	解雇 (労働基準法第20条)	2	1	3
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	5	2	3
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	18	12	13
	その他	3	5	2
	計	40 50%	30 48%	30 (±0) 40%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	12	9	19
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	2	3
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	9	9	13
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	9	7	4
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	2	0	1
	その他	7	5	5
	計	40 50%	32 52%	45 (+13) 60%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

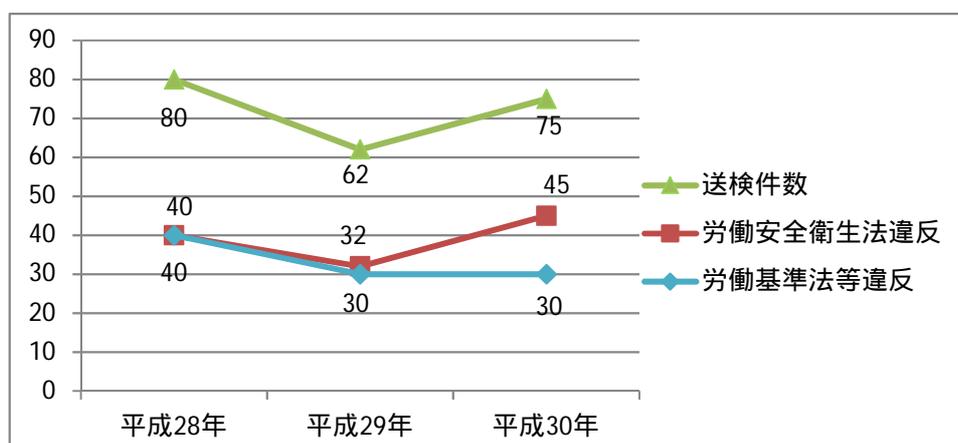


表 2 業種別件数

	平成28年	平成29年	平成30年
製造業	13 16%	12 19%	16 21%
建設業	28 35%	16 26%	24 32%
運輸交通業	7 9%	7 11%	5 7%
商業	5 6%	5 8%	10 13%
接客娯楽業	8 10%	9 15%	2 3%
その他	19 24%	13 21%	18 24%
送検件数	80 100%	62 100%	75 100%

表 3 端緒別件数

	平成28年			平成29年			平成30年			
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	
告訴・告発	22	0	22	14	1	15	14	3	17	23%
告訴・告発以外	18	40	58	16	31	47	16	42	58	77%
(うち、重大な労働災害)	(0)	(27)	(27)	(2)	(21)	(23)	(1)	(36)	(37)	49%
送検件数	40	40	80	30	32	62	30	45	75	100%

表 4 強制捜査件数

	平成28年	平成29年	平成30年
送検件数	80 100%	62 100%	75 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	13 16%	7 11%	16 21%

当該年において送検した事件に関する件数である。

# 平成 30 年 送検事例

## 労働基準法等違反事件の事例

### 事例 1 違法な長時間労働

東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を、大阪市北区堂島に大阪支店を、茨木市松下町に作業所を置く使用者が、労働者に対し、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせたもの。

(労働基準法第 32 条違反)

労働基準法第 32 条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

### 事例 2 技能実習生に対する割増賃金の不払い

寝屋川市錦町において、婦人服製造業を営む使用者が、技能実習生 2 名に対し、時間外労働を行わせたにもかかわらず、1 時間当たり 300 円ないし 400 円しか支払わず、法定の割増賃金を支払わなかったものである。本件については、捜索差押を実施した。

(労働基準法第 37 条違反)

労働基準法第 37 条

使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

### **事例 3** 定期賃金の不払い

和泉市富秋町ほかにおいて、インターネットメディア構築事業を営む使用者が、労働者 3 名に対する定期賃金の全額を支払わず、もって、大阪府最低賃金以上の賃金を支払わなかったものである。本件は逮捕の上、身柄送検した事案である。

(最低賃金法第 4 条違反)

### **事例 4** 最低賃金を下回る賃金

四條畷市江瀬美町において、食料品、清涼飲料水及び調味料の販売等を営む使用者が、パートタイム労働者 5 名に対し、大阪府最低賃金額以上の賃金を支払わず、もって、当該最低賃金以上の賃金を支払わなかったものである。本件については、捜索差押を実施した。

(最低賃金法第 4 条違反)

最低賃金法第 4 条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

## 労働安全衛生法違反事件の事例

### 事例1 スレートでふかれた屋根上の危険防止を行わなかったもの

東大阪市古箕輪において、主としてスレート屋根のふき替え工事業を営む建設業を営む事業者が、大阪市西淀川区御幣島所在の工場の屋根の台風復旧工事現場において、労働者に、同工場の屋根の補修作業を行わせるに当たり、同作業はスレートでふかれた屋根の上における作業で、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同屋根に幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなかったもの。

(労働安全衛生法第21条, 労働安全衛生規則第524条違反)

労働安全衛生法第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第524条

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

## 事例2 動力プレスによる挟まれ災害の防止措置を怠ったもの

大阪市平野区加美北において、金属製品製造業を営む事業者が、労働者に圧力能力 40 トンのプレス機械を用いて金属部材の絞り加工作業を行わせるに当たり、危険を防止するため必要な措置を講じなかったもの。同事業者は、過去にも同じ違反で送検されている。

(労働安全衛生法第 20 条，労働安全衛生規則第 131 条違反)

労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則第 131 条

事業者は、プレス機械及びシャー(以下「プレス等」という。)については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
  - 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
  - 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
  - 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。
- 3 前二項の措置は、行程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ若しくは操作ステーションの切替えスイッチ又は安全装置の切替えスイッチを備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。

### 事例3 労災かくし

大阪府吹田市江坂町に事務所を置いて、建築土木工事業を営む事業者が、兵庫県たつの市内で施工中の土木工事現場において、休業4日以上労働災害が発生したのに、元請業者らに迷惑をかけたくないとの理由で、別の場所で労働災害が発生した旨の虚偽の労働者死傷病報告を、茨木労働基準監督署長あて提出したものの。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条違反)

労働安全衛生法第100条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

労働安全衛生規則第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。